

押印についてのお知らせ

これまで、各種届出等の書類に必要だった押印については、本人確認などにより書類の真正性が確認できる場合には不要となりました。

届出等の際は、原則として下記①～④のいずれかの方法により、その書類の真正性を確認しますので、選択した方法により必要となるものを準備してください。

(1) 本人確認等による方法（押印不要）

①届出等の名義人本人が届け出る場合

届出等の名義人本人の本人確認書類の提示又は提出

②代理人が届け出る場合

以下の書類の提示又は提出

- ・委任状（代理人の氏名、第21回千葉県知事選挙に係るものであること、届出等の名義人が当該代理人に届出等を委任する旨の3点が記載されており、届出等の名義人の署名又は記名押印があるもの）
- ・代理人の本人確認書類

(2) その他の方法

③届出書類等に名義人本人が署名（押印不要）

④届出書類等に名義人本人の記名押印（押印必要）

※本人確認書類について

- ・具体的には、個人番号カード、旅券、運転免許証など
- ・本人確認書類や委任状を提示する場合は、選挙管理委員会で当該書類の写し（コピー）をとった上、保管しますのでご了承ください。
- ・上記③、④による場合は本人確認書類や委任状の提示又は提出は不要です。

※書類の訂正方法について

名義人本人の印鑑による訂正印のほか、名義人本人の署名による訂正も可能です。

また、上記②より、代理人の本人確認及び当該代理人に訂正が委任されていることの確認ができる場合は、代理人の印鑑による訂正印や代理人の署名による訂正も可能です。